

行為の制限

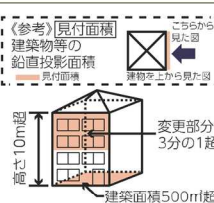
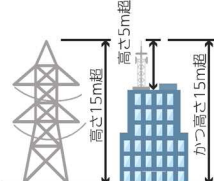
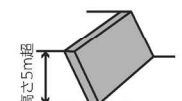
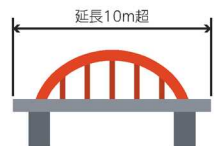
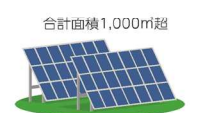
長久手にふさわしい良好なまちなみ景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について、沿道緑化の推進や周辺と調和の取れた形態色彩等の良好な景観の誘導を図るべく、建築物や工作物の形態意匠等の景観形成基準を定めて届出対象とします。

対象行為の届出

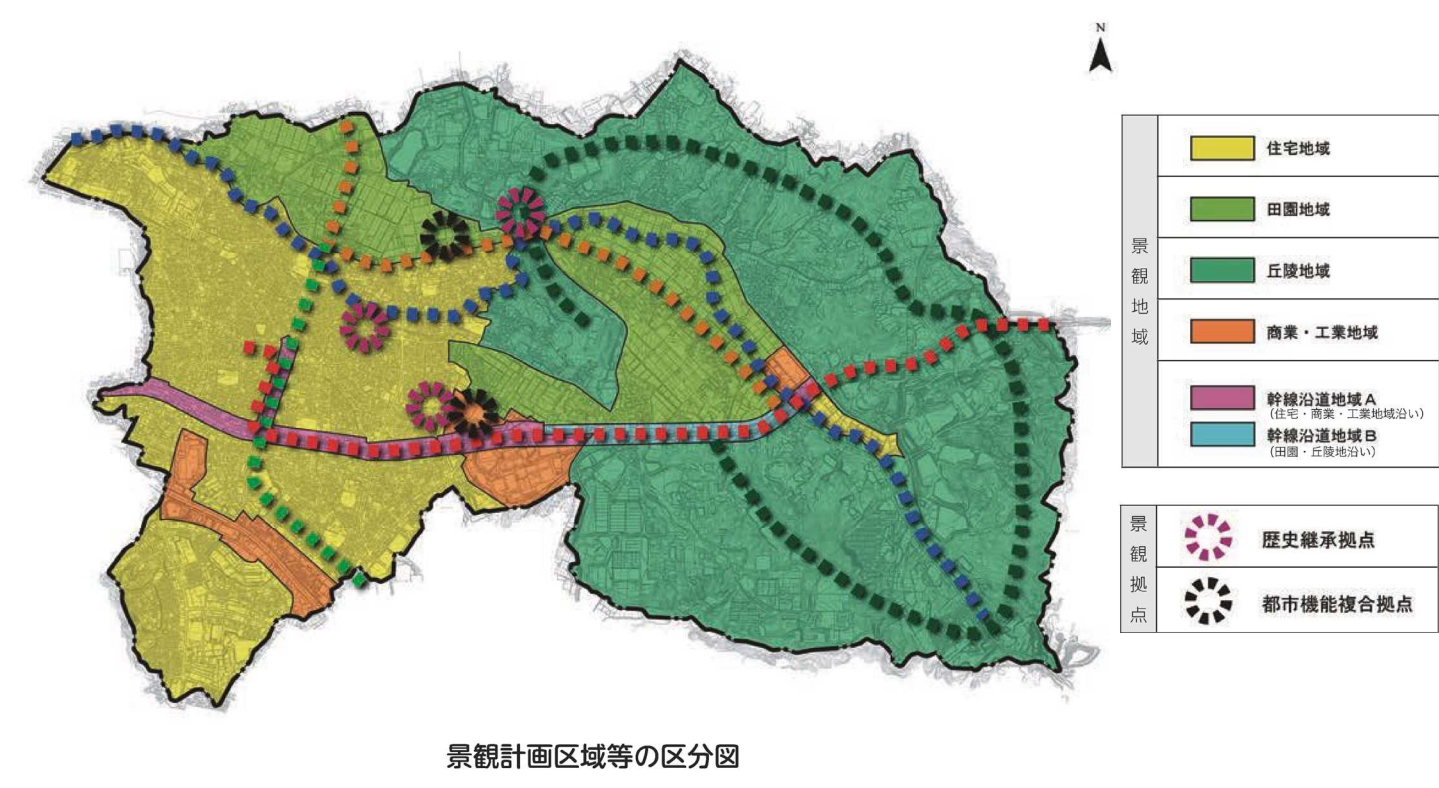
届出対象行為については、市への届出が必要となります。

届出対象行為

建築物や工作物の開発行為等については、市全域において、景観に与える影響の大きい一定規模以上の行為を対象とします。

届出対象行為		対象規模	イメージ図	備 考
建 築 物	新築、増築、改築または移転	・ 高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの		
	外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	・ 高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの、かつ各立面の変更部分の見付面積が当該立面の見付面積の3分の1を超えるもの		
工 作 物	新築、増築、改築または移転、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	・ 高さが15mを超えるもの ・ 建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの		通常の維持管理や設備更新等の軽微な変更は除く
	擁壁、柵、塀	・ 高さが5mを超えるもの		
	高架道路、高架鉄道等、これらに類するもの	・ 高さが5mを超えるもの		
	橋梁、歩道橋等、これらに類するもの	・ 延長が10mを超えるもの		
	太陽電池モジュールの設置または交換	・ モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの		
開発行為		・ 面積が1,000㎡を超えるもの		

特定届出対象行為 [形態や色彩等（形態意匠）の基準に適合しないと変更命令の対象となる行為]

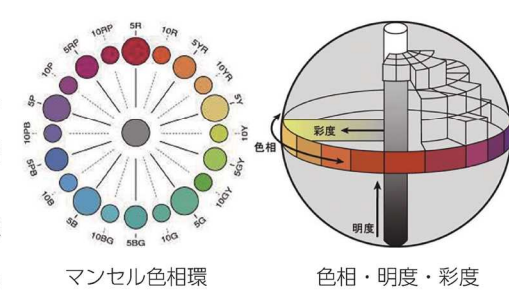


色彩基準について

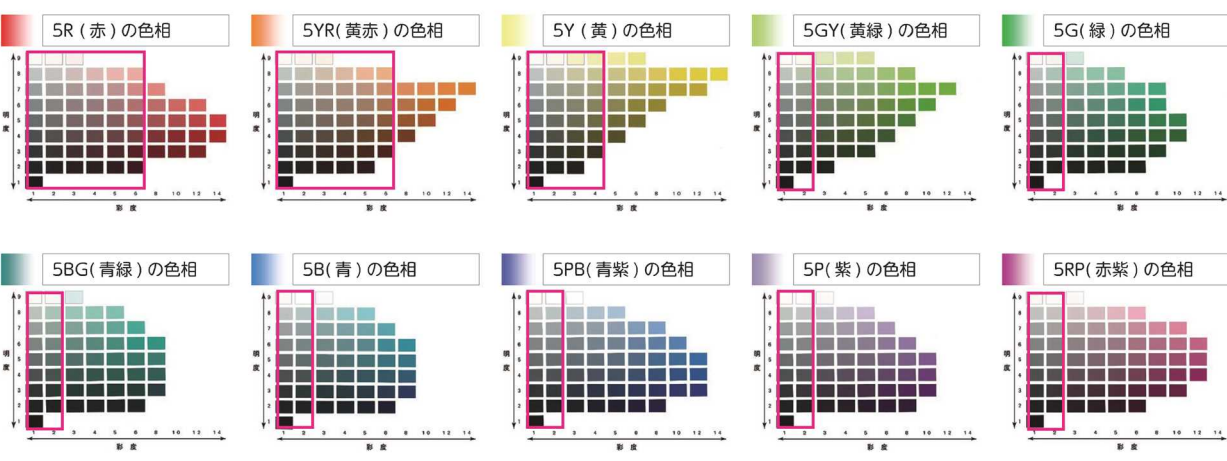
マンセル表色系

マンセル表色系とは色を表す3属性（色相・明度・彩度）、色立体にもとづく色の数値表現の一つです。その数値を“マンセル値”と呼び、色を定量的に表す時はこの値が広く用いられています。

マンセル表色系ではひとつの色彩を“色相”、“明度”、“彩度”という3つの属性の組み合わせによって表現しています。



色彩基準のカラーチャート（住宅地域・商業・工業地域・幹線沿道地域（A）の場合）



景観形成基準

長久手の多様な景観特性を大きな建築物等からの影響を避け、それぞれの地域で良好な景観形成の推進を図 るため、「住宅地域」「商業・工業地域」「幹線沿道地域」「田園地域、丘陵地域」ごとに景観形成基準を以下のとおり定めます。

項 目		地 域		住宅地域	商業・工業地域	幹線沿道地域		田園地域、丘陵地域	備 考
						A 住宅・ 商業・工業地域沿い	B 田園・丘陵地域沿い		
建 築 物	緑 化	●道路に面して樹木を植栽する。 ●緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。						●道路に面して樹木を植栽する。 ●緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 ●敷地内の既存樹木は、できる限り保全する。 ただし、やむを得ず既存樹木を保全できない場合は、できる限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限にとどめるものとする。	●ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。
	高 さ	●歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないよう努める。		—	—	—	●周辺の田園風景や里山景観に配慮した高さとする。 ●歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないように努める。		
	形態・意匠	●まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。			●まちなみの 連続性を意識し、まとまりある景観を 形成するよう努める。 ●周辺の景観 に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。	●周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある景観を形成するよう努める。 ●周辺の景観に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。	●周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある景観を形成するよう努める。		
	配 置	●できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃 っている場合はこの限りではない。 ●できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑 化を行うよう努める。						●できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、 周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ●できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。 また、できる限り、擁壁には自然石を用いたり、壁面前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。	
	色 彩	●主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ●色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下 Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外色相は、彩度2以下 （自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない） ●アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ●アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の5％以内とする。		●主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ●色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下 Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外色相は、彩度2以下 （自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない） ●アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ●アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の10％以内とする。		●主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ●色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）、YR（橙）、Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外色相は、彩度2以下 （自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない） ●アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ●アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の5％以内とする。			
	付 属 設 備	●屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。							
工 作 物	位 置	●周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める。							
	色 彩	●周辺のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。					●周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮した色彩とする。		
	素 材	●経年変化による退色や汚損を考慮する（自然素材は除く）。 ●光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。							
	太 陽 光 発 電 設 備	●目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。 ●太陽電池モジュール（パネル）は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ●太陽電池モジュール（パネルのフレーム）は、低反射のものを使用する。		—	—	—	●目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。 ●太陽電池モジュール（パネル）は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ●太陽電池モジュール（パネルのフレーム）は、低反射のものを使用する。		
開 発 行 為	形 態	●法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を図る。							